

アップロードとダウンロード

～インターネットトラブル事例集より①～

テレビ番組、映画、音楽、本、雑誌などを、許可なくホームページにアップロードしたり、動画サイトや写真サイトに投稿したりするのは、違法行為だと知っていますか？

マンガを撮影し動画サイトにアップロード



A君は、愛読している人気の連載マンガを撮影して動画サイトに投稿。それを SNS でつぶやくと、多くの人が視聴し、感謝のコメントももらいました。

著作権法違反で自宅に警察が...



動画サイトの運営側から警告を受けましたが、好評なのでそのまま投稿を続けていたところ、A君は著作権法違反容疑で逮捕されました。

考えてみよう！

A. 関係者の権利を侵害する
制作会社、出演者、原作者、脚本家、アーティスト、作曲家、作詞家ほか、著作物には多くの権利が存在します。自分で買ったものでも、許可なく投稿すれば、権利侵害となります。

B. カラオケで歌う動画は？
「歌ってみた」「踊ってみた」などをよく見かけますが、カラオケ曲にも権利があります。歌っている動画を許可なくアップロードすると権利侵害になることがあります。(曲によって条件が異なります)

C. 権利関係は複雑だから
違法だとわかっていることは、絶対しないこと。たまたま公開したものに運営会社から削除要請や警告があったら、「何で自分だけ？」と考えず従うこと。この2つがとても大切です。

解説 身の回りには、著作権や肖像権のあるもので溢れている

動画や写真を投稿するサイトは年齢を問わず人気ですが、さまざまな著作物を無許可でアップロードしてしまい、著作権侵害となるケースが生じています。公開だけでなく、違法だと知りながら動画等をダウンロードすることも(個人で楽しむ範囲でも)2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(またはその両方)が科せられる犯罪行為となります。また、自分のSNSでプロフィール欄に有名人の写真を利用する、友人の写真や動画を許可なく掲載するといったことも肖像権等の侵害にあたるので十分に気をつけましょう。

著作権フリーの曲や画像でも、利用の条件をしっかりと読み、規約に従った使い方をしなければなりません。

<参考> ・総務省「インターネットトラブル事例集(2018年度版)」 P12

http://www.soumu.go.jp/main_content/000590558.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】 福井県安全環境部県民安全課 角田

☎:0776-20-0745 (直通) メール: h-kakuda-um@pref.fukui.lg.jp